

一 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日

附 則(平成二五年一月一三日政令第三四五五号)抄
(施行期日)

十四号に係る部分を除く。)、同令第五十五条の改正規定、同令第六十一条に二号を加える改正規定(同条第七号に係る部分に限る。)、同令第

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、
それぞれ当該各号に定める日から施行する。

改正規定、同令第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第四条中社会保険協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七条号の八次に二号を加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、同令第七条の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六条第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日